

1 就学前教育の取組

令和6年度 12月末

1-① 教育・保育内容の充実

【取組の指針】

一人一人の子どもの特性や育ちにに応じた支援を行い、子ども自身が大切にされていると感じられるようなかわりを積み重ねるなかで、自尊感情を高め、豊かな人権感覚の芽生えを育むなどの保育・教育の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
1	園内研修支援事業 (幼保支援課)	◇保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援等の場において活用方法の周知・徹底を図り、保育所・幼稚園等において保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った教育・保育が実践されるようにする。 ◆園内研修支援(キャリアアップ研修を含む) ・幼保支援アドバイザー等派遣 158回 ◆ブロック別研修支援 (県内13ブロックで研修を実施) ・幼保支援アドバイザー等派遣 96回	○ブロック別研修支援や園内研修支援において、各園の研修テーマや課題に応じた支援を行うことにより、保育者の保育の質の向上につながっている。 ○ブロック別研修には、小学校側の参加も増えてきている。また協議へも参加することで、遊びの中の学びについて考える機会となり、保幼小連携・接続の充実に繋がっている。夏休みに研修を計画する園が増えるなど、小学校教員の参加を意識した取組も進んでいる。 ●保育所保育指針等の活用については、園内研修や指導計画の作成、振り返りにおいて使っている園が増えているが、更なる活用を促していく必要がある。	・園内研修支援 (キャリアアップ研修を含む) ・ブロック別研修支援 (県内9ブロックで研修を実施)	ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した保育実践が広がっている。 ・ガイドライン等を活用し、保育の見直し・改善を行った園の割合 80%以上 (R5:79.4%)
No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
3	基本研修 (幼保・教セ)	◇子どもの人権に関わる観点における保育士等の力量を高める研修の実施。 ◇研修内容に不適切な保育に関する内容を組み込む。 ①「高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】」の活用 ②「スマイル(令和3年度改訂版)」の活用 ◆実施予定研修 ・新規採用保育者研修・保育者基礎研修ⅠⅢⅣ 実施日:8月30日 ※オンデマンド研修に変更(台風のため) 実施日:9月25日～10月25日 ・保育者基礎研修ⅢⅣ 実施日:1月22日 ・中堅教諭等資質向上研修[保育者]Ⅲ 実施日:9月26日 ・主任保育士・幼稚園教頭等研修ステージⅠⅡⅢ 実施日:5月28日 ・所長・園長研修ステージⅠⅢⅣ 実施日:11月22日	○研修後アンケートにおける評価 ・中堅教諭等資質向上研修[保育者]Ⅲ 理解度:4.0、満足度:3.9、気付き:4.0 ・主任保育士・幼稚園教頭等研修ステージⅠⅡⅢ 理解度:3.8、満足度:3.7、気付き:3.7 ・所長・園長研修ステージⅠⅢⅣ 理解度:3.8、満足度:3.8、気付き:3.8 ○様々な人権課題に対する知見を得ることができたとともに、身近な具体例から現状を知ること、子どもの人権を守るための具体的な手立てを考えたり、職員や保護者の人権についても、自身の立場や保育所・幼稚園等が担う役割を意識して考えを深めたりすることができていた。 ○日々の保育や保育者の姿勢が人権教育に繋がっていることを理解し、自園や自身の保育について見つめ直す機会となった。 ●演習により、考え等を整理・確認したりでき、新たな学びにも繋がるなど有効であると考え。身近な課題を取り上げたり、多様な考え方に触れたりできるよう演習内容を工夫するなどし、より実践に取り入れやすいものにしていく。	・今日的な人権課題についての基本的な理解と正しい認識を深めることができるよう、研修内容の充実を図る。 ・身近な課題について考えたり、多様な考え方に触れたりできるよう演習内容を工夫するなどし、保育士等の人権感覚の向上や実践的指導力を高める研修を実施する。 ◆実施予定研修 ・新規採用保育者研修・保育者基礎研修Ⅰ期 ・保育者基礎研修Ⅲ期 ・中堅教諭等資質向上研修[保育者] ・主任保育士・幼稚園教頭等研修ステージⅠ ・所長・園長研修ステージⅠ	教セ ・研修後アンケートにおける評価(理解度・満足度・気付き)すべての項目が3.3以上 (4件法)

1-③ 親育ち・子育て支援の充実

【取組の指針】

子どものよりよい育ちのために、保護者の子育て力の向上を図るための支援や研修の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
9	親育ち支援啓発事業 (幼保支援課)	◇保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、保護者の子育て力向上のための研修や市町村単位の合同研修、園内での保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させる。	○各園の実態に応じた研修内容を園の担当者と相談しながら、各園のニーズに応じた研修を実施している。 ○各園が保護者同士をつなげることの必要性を感じ、保護者研修を計画する園が増え、実施している。	・保育者研修の実施 (園内研修支援) ・保護者研修の実施 (園のニーズや課題に応じた 講話やワークショップの実施)	管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。 ・親育ち支援研修計画の作成率100%(R5:77.3%) 親育ち支援担当者のネットワーク研修参加率70%(R5:45.7%)
	【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 実践や学習を通して、保育者や保護者が自らの人権意識を見つめ直し、より豊かな人権感覚を身に付けるため	◆保育者研修の実施(園内研修支援) ・親育ち支援アドバイザー等派遣:16回 ◆保護者研修の実施(園のニーズや課題に応じた講話やワークショップの実施) ・親育ち支援アドバイザー等派遣:30回 ◆各園における親育ち支援担当者の配置率 :94.1% ◆親育ち支援年間研修計画の作成率 :83.0%	○5歳児保護者用リーフレットを就学予定の児童がいる全小学校に配付した。5歳児保護者がほぼ参加する就学時健診等での活用により、就学前に大事な子どもとの関わり方、学校生活の円滑な接続等への理解を促すことができている。 ●親育ち支援担当者の配置については、小規模園において配置が難しいところがある。また、担当者が役割を十分に理解し、研修計画に基づいた研修の実施や園内の親育ち支援の充実に向けた取組方法についての理解はまだ十分とはいえない。 ●親育ち支援年間研修計画を作成する園は増加しているが、研修のねらいを明確にして計画的に実施し、振り返りを行うことはまだ十分とはいえない。		

2-① 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

【取組の指針】

教育活動全体を通じて、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりと自尊感情を育むための取組の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-1	人権教育推進事業 ・人権教育研究指定校事業 (人権教育・児童生徒課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 人権教育に関する指導方法等の改善及び人権学習の充実、人権が尊重された学校づくりについての組織的な取組の推進を図るため。	◇人権意識を培うための学校教育の在り方について、教育委員会等との連携・協力の下で幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資する。 ◆指定校2校(2年間指定)の支援 ・地域における人権教育文化の構築に向け、本年度は校種を越え、中高連携及び生徒の主体的な活動の推進に向けた支援を行っている。 ・指定校(中高合同含む)における打合せ会や校内研修、公開授業研究等の訪問支援を行っている。 ◆人権教育研修会(8/2) ・研究指定校のアドバイザー2名による「学校における人権教育の推進」に関する講演及び協議を実施し、研究指定校のみならず人権教育担当者の実践力向上を図った。 対象:研究指定校2校の管理職・人権教育主任、その他参加希望者	○各校にアドバイザーを招聘し、校内研修や、授業研究において助言をいただくことで、研究の充実を図ることができている。 ○人権教育主任連絡協議会において、研究指定校の令和5年度の取組を報告し、県内に普及を図ることができた。 ○人権教育研修会において、研究指定校のアドバイザーによる講演を実施することで、指定校のみならず、県内各地における人権教育推進に向けた実践力向上を図った。 ○災害と人権を中核とした中高の生徒間交流や、地域の防災イベント運営補助等を生徒自身が経験することを通じ、生徒の主体的な実践行動を促進した。 ●指定校においては教職員及び生徒に対するアンケートの結果(1・2学期)を分析する予定であり、今後の研究の充実に向けた計画的な支援を行う必要がある。 「困難にぶつかっても、自分なりに解決しようと思いますか」 (肯定的回答:93% 中学生徒 11月) 「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」 (肯定的回答:93.5% 高校生徒 11月) 「須崎市(学校や地域)では誰もが個人として認められ、みんなが共に生きていける町づくりができていると思いますか」 (肯定的回答:83.8% 中学生徒 11月、83.1% 高校生徒 11月)	・文部科学省が行う人権教育研究推進事業を活用し、本県の学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図る。 ・地域における人権教育文化の構築に向け、昨年度の指定校に加え、新たな地域における学校を指定し、中高連携及び生徒の主体的な活動の一層の推進に向けた支援を行う。 ・指定校(中高合同含む)における打合せ会や校内研修、公開授業研究等の訪問支援を行うとともに、研究発表会実施に向けた指導助言及び支援を行う。	①人権教育に関する指導方法等の改善及び組織的な取組により、教科等における人権学習や人権が尊重された学校づくりの取組が推進されている。 ・教職員対象チェックリスト 組織的・計画的な人権教育の推進に関する項目の肯定的回答の割合増加 ②児童生徒の自尊感情、自己肯定感、人権意識の高まりが見られる。 ・生徒対象アンケート 自尊感情に関する項目の肯定的回答の割合増加

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
15	道徳教育実践力向上プラン (小中学校課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てる。	◇児童生徒の道徳性を高めるために、道徳推進リーダーの活用及び次世代の道徳科を担う人材の育成、道徳教育推進教師への支援を行うことや大学等との連携を図ること、質の高い「考え、議論する道徳」の授業を展開できるように教員の指導力を向上させるとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の推進を図る。 ◆「家庭で取り組む 高知の道徳」活用促進 ・一部改訂版の配付(4月:県内全小・中学生) ◆道徳教育パワーアップ研究協議会(7月31日開催) ・学校の地域連携をテーマとして、「学校・家庭・地域が一体となった道徳教育で、子どもたちの心を育てる」ための取組について協議 ◆道徳教育実践力向上プランに係る研修会の開催 ○道徳科教材研究力向上セミナー(4回) ○道徳科授業実践力向上セミナー(4回) ○道徳科授業実践オープン講座 ・道徳科の時間を軸とした組織的な授業改革の推進 ・「公正、公平、社会正義」「個性の伸長」「生命の尊さ」「友情、信頼」などの教材を扱った講座の実施 ◆道徳科授業推進ティーチャー養成事業 ・質の高い道徳科の授業が充実し、県内に普及されることを目的として、児童生徒の思考を深めるための指導上の工夫や、道徳科におけるICTの効果的な活用の仕方などを学び、自己の指導力の向上を目指し、積極的に授業改善に取り組む中核教員を養成	○道徳科セミナーにおいて、「相互理解・寛容」や「親切、思いやり」などの指導過程を発信するなど、道徳教育の要である道徳科の授業の充実を図っている。(感覚) ○道徳教育パワーアップ研究協議会において、学校・家庭・地域が一堂に会し、「地域連携カリキュラム」の在り方について理解を深めることができた。(環境・学習) (道徳教育パワーアップ研究協議会参加者アンケートより) 「本協議会において、学習指導要領の趣旨(「道徳教育推進教師の役割について」「道徳科、生活科、総合的な学習の時間、特別活動における家庭や地域社会との連携について」等)について理解することができた。 [できた71.0% 少してきた29.0%] ○道徳科授業推進ティーチャーを育成することで、ティーチャーの指導力を高め、道徳科の授業の充実を図っている。 〈児童生徒の道徳性について〉 (R6年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問より) ○向上の見られた項目 「自分には、よいところがある」(前回比 中学校+1.9) 「将来の夢や目標を持っている」 (前回比 小学校+2.4 中学校+0.3) 「人が困っているときは、進んで助けている」 (前回比 小学校+1.4 中学校+2.9) 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」 (前回比 中学校+1.9) ●低下の見られた項目 「自分には、よいところがある」(前回比 小学校-0.5) ・道徳科を要として学校教育活動全体で道徳科を進める。また、道徳教育実践力向上プランにおいて、引き続き「個性の伸長」などの教材を扱った講座を実施し、道徳の授業の充実を図る。	○道徳教育実践力向上プランに係る研修会の開催 ・道徳科教材研究力向上セミナー(4回) ・道徳科授業実践力向上セミナー(4回) ・道徳科授業実践オープン講座 ○道徳教育パワーアップ研究協議会 ○道徳科授業推進ティーチャー養成事業 ○家庭版道徳教育ハンドブック ・「家庭で取り組む 高知の道徳」新小中学校1年生用増刷	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙において、道徳教育(「自分にはよいところがある」「将来の夢や目標を持っている」「人が困っているときは、進んで助けている」「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」「人の役に立つ人間になりたいと思う」など)に関する項目の肯定的回答の割合が前年度を上回る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
17	ソーシャルスキルアップ事業 (高等学校課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 生徒の自尊感情、他者理解、人間関係調整力の向上を目指す	◇社会で人と人が関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒に身につけさせるため、各学校において、より良い対人関係を構築し集団活動を円滑に行うことを目指した活動(仲間づくり活動等)や、教員と生徒とのコミュニケーションツールとなり得る学習記録ノートを活用した取組など、個々に応じたきめ細やかな組織的な指導の充実を図る。 ◆仲間づくりのための体験活動の実施 「仲間づくり活動」等の体験活動の実施:22校 入学直後に対人関係等で悩む生徒が多い状況を改善するため、各学校において、新入生を対象とした仲間づくりのための合宿や体験活動を実施した。 ◆通級・SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)に関する研修等:4校 生徒のソーシャルスキルの向上を図るために、大学等の専門家を招聘し、支援の在り方や関わり方についての校内研修等を行う。また、校内の支援体制や先行事例などの情報収集のため、先進校の視察を行う。	仲間づくり活動 ○各校創意工夫をしながら仲間づくりのための体験活動を実施し、よりよい人間関係づくりにつなげることができる充実した活動が展開された。 ●各校の実情に合わせ、活動内容を精選しながらより効果的な活動につなげていく必要がある。 通級・SST研修等 ○各校の実情に合わせた研修の計画ができています。 ●視察先や講師の選定等に関して、より効果的な事業となるよう学校間で共有を図る必要がある。 県オリジナルアンケート集計結果(R6第1回) 「クラスでは安心して過ごすことができる」肯定的な回答(全日制)1年生:94.3% 2年生:92.3% 3年生:92.6%	◆仲間づくり活動:21校 入学直後に対人関係等で悩む生徒が多い状況を改善するため、各学校において、新入生を対象とした仲間づくりのための合宿や体験活動を実施する。 ◆通級・SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)に関する研修等 4校:中芸、城山、高知北、大方 生徒のソーシャルスキルの向上を図るために、大学等の専門家を招聘し、支援の在り方や関わり方についての校内研修等を行う。また、校内の支援体制や先行事例などの情報収集のため、先進校の視察を行う。	全ての県立学校において、より良い対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。 県オリジナルアンケート集計結果 「クラスでは安心して過ごすことができる」肯定的な回答:95%以上
No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
19	特別支援教育セミナー (教育センター) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 障害特性等を理解して、指導・支援を行うためには、環境、人権学習の充実、人権感覚の育成すべてに関わって考えると考えられるため	◇インクルーシブ教育システムを推進し、発達障害等のある幼児児童生徒に対し、障害特性等を理解して指導・支援ができるよう、教職員の専門性の向上を図る。 ◆特別支援教育セミナーⅠ 「子どもの学びの多様性に寄り添うための指導・支援方法」 ・実施日:8月1日 ・受講者数:141名 ◆特別支援教育セミナーⅡ 「読み書き困難のある児童生徒へのICT活用による合理的配慮」 ・実施日:8月19日 ・受講者数:99名 ◆特別支援教育セミナーⅢ 「WISC-V検査結果と発達支援実践の橋渡し～つまずきの原因の理解と対応の提案～」 ・実施日:8月21日 ・受講者数:74名 ◆「研修内容を日々の実践及び業務等に生かすことができたか」について、12月に受講者への追跡調査を実施した。(1月集計)	○受講者アンケート「研修内容は、自所属で日々の実践及び業務等に生かすことができる内容だったか」について、全体平均3.63(4件法)であった。講義の中で、具体的な支援方法等の事例が挙げられたことで、実際の指導・支援に生かしていく視点をもって受講することができたと考えられる。 ●一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うことができるよう、教職員の専門性のさらなる向上に向けた研修を実施していく必要がある。	インクルーシブ教育の推進につながるよう、発達障害等のある幼児児童生徒の障害特性等に応じた指導方法や、効果的な支援についての研修を実施する。また、具体的な指導・支援の方法を講義内容に取り入れることで、研修内容を日々の実践に生かすことができるようにする。 ・特別支援教育セミナーⅠ・Ⅱ・Ⅲの実施(夏期休業中) ・受講者に対する追跡調査の実施	・受講者への追跡調査における項目「研修内容を日々の実践及び業務等に生かすことができた」について3.0以上(4件法)

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
20	いじめ防止対策総合推進事業 (人権教育・児童生徒課)	◇『『高知家』いじめ予防等プログラム』及び追補版の活用 ◆『『高知家』いじめ予防等プログラム』及び追補版を活用した取組を進めるため、校長会や生徒指導主事会等でプログラムの活用について依頼 ◇校内研修の充実への支援 ◆生徒指導上の諸課題に対応した校内研修資料集を教職員ポータルサイト「高知家まなびばこ」へ掲載し、全小中高・特別支援学校に活用について依頼(7月) ◇スクールロイヤー活用事業 ◆学校における法的相談への対応 ◆法令に基づく対応の徹底 ◆校内研修の講師派遣・校内支援会等への参加 ・学校からの要請に応じてスクールロイヤーを学校等に派遣 (相談3件、研修17件、授業21件:12月現在) ◇高知県いじめ問題対策連絡協議会及び高知県いじめ問題調査委員会の開催 ◆いじめ問題対策連絡協議会 ・「高知県いじめ防止基本方針の改定」について(第1回 7月25日、第2回 12月5日実施) ◆いじめ問題調査委員会 ・2月実施予定	○校内研修資料集を教職員ポータルサイト「高知家まなびばこ」に掲載し、学校におけるいじめ、児童虐待、不登校、人権課題等に関する校内研修の充実を図った。 ○いじめを生じさせない未然防止の取組として、令和6年度から3年間で、スクールロイヤーを活用した児童生徒へのいじめ予防教育及び教職員研修を全県立学校にて実施することとしている。 ○高知県いじめ問題対策連絡協議会において、「高知県いじめ防止基本方針」の改定に向けて協議を行った。改定にあたっては、高知県の生徒たちからも意見募集を行っており、600人以上の生徒から意見が寄せられた。また、学校代表生徒による意見交換会を実施し、同基本方針に反映させ、12月に改定する。 ●「高知県いじめ防止基本方針」改定後は、市町村教委や学校に周知を図り、各学校においても生徒の声を生かした学校いじめ防止基本方針の策定が進められるよう促していく。	◇『『高知家』いじめ予防等プログラム』及び追補版の活用 ◆『『高知家』いじめ予防等プログラム』及び追補版を活用した取組を進めるため、校長会等でプログラムの活用について依頼予定 ◇校内研修の充実への支援 ◆生徒指導上の諸課題に対応した校内研修資料集を教職員ポータルサイト「高知家まなびばこ」へ掲載し、全小中高・特別支援学校に活用について依頼(7月予定) ◇スクールロイヤー活用事業 ◆学校における法的相談への対応 ◆法令に基づく対応の徹底 ◆校内研修の講師派遣・校内支援会等への参加 ・学校からの要請に応じてスクールロイヤーを学校等に派遣 ◇高知県いじめ問題対策連絡協議会及び高知県いじめ問題調査委員会の開催 ◆いじめ問題対策連絡協議会 ・高知県いじめ防止基本方針に基づく取組及び関係機関等との連携等について ◆高校生によるいじめ問題や校則等についての「地区別意見交流会」の開催 ◆いじめ問題調査委員会	○各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCAサイクルにより検証、改善が進められている。 ・学校が『『高知家』いじめ予防等プログラム』及び追補版を活用したいじめ防止の授業を実施した学校の割合を増加させる。R5:小学校65.1% 中学校62.9%高等学校19.1%(R7.3月集計) ・「学校いじめ防止基本方針」をPDCAサイクルで検証し改善した学校の割合:小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100%(R7.3月集計)

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
22	いのちの教育プロジェクト (保健体育課)	◇「性に関する指導の手引き」(令和4年5月高知県教育委員会)及び「指導用教材」の周知と活用及び外部講師派遣により各発達段階における性に関する指導の充実を図る。 ◆性に関する指導の手引きの活用の周知 ・健康教育・学校保健推進研修会にて周知予定 ◆外部講師派遣事業の実施 ・派遣校の募集と決定(4～9月) ・外部講師派遣(6月～2月) ◆健康教育・学校保健推進研修会の開催準備 ・テーマ:生命(いのち)の安全教育とSOSを受け止めるための大人の準備、子供たちから性被害の相談を受けたときの対応・支援体制 ・11月26日、359394名参加 ◆高知県性教育推進協議会の開催(8/1、2月予定) ・外部講師派遣や指導内容等に関する協議	○外部講師による指導を実施する学校が増加した(R5:70校(84回)→R6:77校(90回))。また、指導を受けた児童生徒の感想からは、性に関する正しい知識が理解できた様子や自分や他人の命の大切さを感じたり、自分も相手も大切にできる人との関わり方について考えたりできている様子がみられ、教諭等も今後の指導の参考とすることができた。 ●性に関する指導の手引き及び教材の活用を推進し、継続した指導としていく必要があるため、養護教諭や保健体育科教諭・保健主事を対象とした研修会で、手引きを活用した指導の充実や具体的な指導方法について周知していく。	◇「性に関する指導の手引き」(令和4年5月高知県教育委員会)及び「指導用教材」の周知と活用及び外部講師派遣により各発達段階における性に関する指導の充実を図る。 ◆性に関する指導の手引きの活用の周知 ◆外部講師派遣事業の実施 ・産婦人科医等による授業 ・助産師と連携した乳幼児親子との触れ合い体験 ◆高知県性教育推進協議会の開催 ・外部講師派遣や指導内容等に関する協議	○性に関する正しい知識を身に付け、自他を思いやり尊重できる児童生徒、適切な意志決定や行動選択ができる児童生徒を育成する。 ・学校保健計画に、性に関する指導の実施を明確に位置付け、組織的に実施している学校の割合 100%(R5:98.5%)
No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
24	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業 (人権教育・児童生徒課)	◇児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー(SC)や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置して、相談支援体制の充実を図る。 ◆SC及びSSWの配置 ・全ての公立学校へのSC及びSSWの配置 ・アウトリーチ型SCの配置:11市 ・配置人数 SC:87人 SSW:79人 ◆支援力の向上や効果的な活用 ・事業説明会の実施(全市町村・学校組合担当者・全県立学校担当者)(4月) ・SCを対象とする研修 新規採用研修(4、8月) SC等研修講座(6、7、10、11、12月) ・SSWを対象とする研修 初任者研修(5月、10月) SSW連絡協議会(9月) ・相談支援体制の充実(チーム学校)に向けた連絡協議会(8月) ◆支援対象人数 ・SC:支援対象人数のべ14,247人(R6.7) ・SSW:支援対象実人数2,748人(R6.7)	○全公立学校でSC及びSSWが支援できる体制を整備できている。 ○校内支援会での活用や、いじめ防止等の対策のための委員会などでのSC及びSSWの活用が進んできているおり、児童生徒一人一人が抱える課題や背景を丁寧に確認しながら、個に応じた支援が広まってきている。 ●各学校において効果的な支援を行うことができるよう、SC・SSWの支援力向上に向けた研修を継続するとともに、関係機関が開催する研修についても案内を行い、受講を促していくことが必要である。 ●各学校においてSC、SSWの効果的な活用がなされているかを把握し、各地域や学校の抱える課題に応じた配置を検討していくことが必要である。	・児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー(SC)や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置して、相談支援体制の充実を図る。 ・SC及びSSWの配置 全ての公立学校へのSC及びSSWの配置 ・事業説明会の実施(全市町村・学校組合担当者・全県立学校担当者)(4月) ・SCを対象とする研修 新規採用研修(4、8、2月) SC等研修講座(6、7、10、11、12、1月) ・SSWを対象とする研修 初任者研修(5月、10月) SSW連絡協議会(6月) ・相談支援体制の充実(チーム学校)に向けた連絡協議会(8月)	○児童生徒や保護者に対する支援の充実や児童生徒への的確な見立てが進み、教職員の不安や悩みが解消されて、生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。 ・90日以上欠席している不登校児童生徒がSCやSSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小学校100%、中学校100%、高等学校100%(R5速報値:小94.6%、中96.3%、高85.4%)(R7.4集計) ・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合 小学校90%以上、中学校95%以上、高等学校100%(R5速報値:小79.0%、中83.5%、高88.2%)(R7.4集計)

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
25	心の教育センター相談支援事業 (心の教育センター) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成() ○位置付けの理由 子どもや保護者が安心して学び、生活できる環境の充実に目指す。	◇教育・心理・福祉の専門性を生かした教育相談について、心の教育センターの土日開所、東・西部相談室の開室、メール相談や電話相談等、利便性の向上を図るとともに、学校や関係機関との連携を密にし、切れ目のない相談支援を実施する。 【相談活動の実施】 ◆相談への対応 ・相談支援コーディネーターの配置(R6から) ・こうち高校生・県中学生LINE相談件数(11月末) 92件 ・相談対応件数(11月末):1,612件 ＜内訳＞ 来所出張相談:1,107件 電話相談:422件、メール相談:83件 【他機関連携の強化】 ◆市町村教育支援センター連携 ・訪問支援(オンラインを含む)の実施回数 24回 ・連絡協議会の開催 第1回 5/29、85名 ◆関係機関連携 ・教育相談関係機関連絡協議会(9機関) 第1回 7/19、12名 ・他機関との連携によるケース検討会の実施(月1回)	○本年度から相談支援コーディネーターを配置し、支援ニーズを早期に把握することに努め、心理的なケアを中心としながら、必要に応じて学校や他機関との連携による支援を実施することができている。 ○本年度も継続して、第1・3土曜日、第5を除く日曜日を開所するとともに、東部相談室(木曜)、西部相談室(火曜)の開室を継続し、利便性向上に努めている。 ○こうち高校生・県中学生LINE相談について、本年度は県立中学3校も対象とすることや、通期開設を継続するなど、相談窓口の一つとして充実に図ることができている。 ○緊急度が高いと思われるケースについて、人権教育・児童生徒課、医療や福祉と連携を図りながら、対応を行うことができている。 ●関係機関や教育支援センターとの関係づくりが進みつつあるので、今後さらに効果的な連携が進むよう、実務者同士の日常的な情報共有や協議会の在り方など、継続して充実に図る必要がある。	・相談支援コーディネーターを核としながら、多様な課題に対応できる体制の構築や、関係機関と連携した支援のさらなる充実に図る。 ・相談者のニーズに基づいて、学びの保障や社会的な自立に向けた連携や取組の充実に図る。 ・教育支援センター連絡協議会や訪問等の機会を通して、各所属の実践を把握すると共に、オンラインによる支援会や交流活動の充実に図る。	◆心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、不登校やいじめなど子どもを取り巻く教育課題の改善につながっている。 ・相談支援コーディネーターの配置、医療従事者及び関係機関との連携により、多様な支援ニーズに対応する。 ・心の教育センターにおける相談対応件数(来所・電話・メール相談等)を前年度より向上させる。(R5:2,568件)

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
27	校内の組織的な支援体制の充実 (心の教育センター) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成() ○位置付けの理由 子どもや保護者が安心して学び、生活できる環境の充実を目指す。	◇子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、オンライン研修等の拡充や不登校等に関する市町村の取組への支援を通して、校内支援体制の充実を図る。 【児童生徒理解及び支援にかかる研修】 ◆教育相談スキルアップ講座(実施日・参加者数) 第1回:6/12、58名 第2回:7/26、60名 第3回:10/7、60名 第4回:11/25、64名 ◆教育相談推進講座 8/23、64名 ◆不登校支援スキルアップ研修会 第1回:6/25、50名 第2回:12/12、46名 ◆講座、研修のオンデマンド配信、研修資料掲載 【学校・市町村の取組支援の実施】 ◆校内支援会サポート事業等(中学校2校、小学校3校) 校内支援会への支援訪問 12回 (オンライン支援会含む) ◆個別最適な支援をつなぐ校区内連携事業(小学校11校) 第1回訪問:5/31～6/18 第2回訪問:9/24～11/1 ◆不登校支援推進プロジェクト事業(中学校11校) 第1回訪問:5/31～6/18 第2回訪問:9/24～11/1	○指定終了後も学校の主体的な取組として継続するよう、年度当初に各校に重点を定めてもらい、学校や支援者の自己決定を大事にした支援訪問を行うことができている。また、学校や児童生徒の状況に応じて、オンラインも活用して学校支援を進めることができている。 ○支援訪問の際には、学校配置SC及びSSWの参画が進むよう働きかけることで、支援会における専門職の発言も増え、その内容からも日常的な連携が進んでいることが推察される。 ○教育相談や校内支援体制の充実に資する研修について、その全てを会場参加とオンライン参加のハイブリッド開催とし、受講しやすい研修体制の充実を図ることができた。 ●専門職や他機関との連携や、組織的な支援体制の構築に向けて、適切に助言ができるよう、指導主事等の学校支援にかかる支援力向上に、今後も努める必要がある。 ●各校の校内支援体制の充実に向けて、市町村が主体となって取組を進めていくことで、より多くの学校の体制充実を図ることができると考える。既存の研修会等を活用しながら、市町村の取組に対する支援について、今後も充実を図るようにする。	・研修会や講座について、会場とオンラインのハイブリッド開催を継続するとともに、オンライン参加やオンデマンド研修の活用など、校内研修への活用を推奨することで、各校の校内支援体制の充実を図る。 ・市町村が主体となった不登校対策にかかる取組について情報を収集し、市町村の取組支援を行う。 ・学校配置SCや学校担当SSW、アウトリーチ型SCと連携した支援が充実するよう、学校支援を行う。 ・定期的な所内ミーティング(学校支援やケースの検討)を行うと共に、SCSV等に助言を得ながら学校支援の充実を図る。	◆学校において、児童生徒のささいな変化に気づき、的確に対応するための取組を進め、いじめ・不登校等の早期発見対応及び課題改善に向けた組織的な指導・支援体制が強化される。 ・研修等をハイブリッド形式で実施し、より多くの教職員が受講できるようにする。 ・不登校の初期対応・自立支援の取組充実に向けて、校内組織が連携し情報等を共有した支援を行っている割合を前年度より増加させる。(R5:高59.6%) ・不登校担当者が未然防止や支援のコーディネーター的役割を担い、取組を推進している割合を前年度より増加させる。(R5:小76.3%、中:69.1%)
No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
51	不登校支援対策プロジェクト事業 (人権教育・児童生徒課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 不登校に対する未然防止・初期対応・自立支援を組織的に推進することで、全ての児童生徒に対する教育機会を保障するため。	◇指定中学校11校に「校内サポートルーム」コーディネーターを配置し、教室に居にくい生徒であっても学校内で学習や体験活動を行うことができる体制を整備する。また、同市町村内の教育支援センターとの連携も強化し、ICT等を活用した支援の充実を図る。 ◆「校内サポートルームコーディネーター」の配置と役割の周知 ・「校内サポートルームコーディネーター」教員:11校(4月) ◆「不登校対策チーム」による支援 ・「不登校対策チーム」の訪問(5～6月、9～11月) ◆不登校対応に関する研修の充実 ・第1回不登校担当教員スキルアップ研修(7月、12月) ・校内研修資料(不登校の予防・対応のために)を学習支援プラットフォームに掲載(7月)	○配置校へ訪問し、担当教員の役割、各校の不登校の発生状況に応じた取組計画を確認することができた。 ●モデル校で前年度不登校だった児童生徒のうち、欠席日数が減少した人数が前年度より増加した学校の割合は27.3%にとどまっている。 ●生徒の実態に応じた支援がなされるよう、各学校の状況を今後も確認しながら、助言等を行っていくことが必要である。 ●モデル校区の学校間において連携体制が構築されるよう、不登校支援スキルアップ研修において他校の取組を紹介するなどして、推進していく必要がある。 ●学校訪問の機会を活用し、モデル地域の教育支援センターとの連携状況を確認するとともにさらなる強化策について提案することで、学校外においても多様な学びの場の確保を図ることが必要である。	指定中学校11校に「校内サポートルーム」コーディネーターを配置し、教室に居にくい生徒であっても学校内で学習や体験活動を行うことができる体制を整備する。また、同市町村内の教育支援センターとの連携も強化し、ICT等を活用した支援の充実を図る。 ・「校内サポートルームコーディネーター」の配置と役割の周知 ・「不登校対策チーム」の訪問 ・不登校担当教員スキルアップ研修(年2回) ・校内研修資料を学習支援プラットフォームに掲載(7月) ・評価訪問と「不登校対策チーム」の定期的な訪問による支援と助言 ・校務支援システムやきもちメーターを活用した早期の情報共有(随時) ・SCやSSWの校内支援会への確実な参加 ・不登校担当者を中心とした校内支援会の運営と専門的なアセスメントに基づく組織対応の実施	○モデル校区の小・中学校において、不登校支援に関する取組が強化され、個別最適な支援が小学校から中学校へ円滑につながり、支援が必要な児童生徒の状況に応じた支援が継続して実施されている。 ・モデル校で前年度不登校だった児童生徒のうち、欠席日数が減少した人数が前年度より増加した学校の割合:50%(R7.4月集計) ・モデル校において、90日以上欠席している不登校児童のうち、学校内外の関係機関等の相談や支援を受けている児童の割合:100%(R7.4月集計)

2-② 教育内容の創造

【取組の指針】

人権尊重の理念や県民に身近な11の人権課題にかかる教育内容、子どもが自らの進路を切り拓くための教育の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-2	人権教育推進事業 ・人権教育主任連絡協議会等 (人権教育・児童生徒課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 人権教育に関する指導方法等の改善及び人権学習の充実、人権が尊重された学校づくりについての組織的な取組の推進を図るため。	◇一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、教育活動全体を通じた人権教育を推進する。 そのために、人権教育主任の人権教育及び個別の人権課題への理解を深めるとともに、人権教育主任が管理職と連携し、校内で組織的・計画的に人権教育を取り組むためのマネジメント力の向上を図る。 ・外部講師を招聘し、人権教育主任の専門的知識の向上及び、実践力向上を図る。 ・学校教育指導資料「Let's feelじんけん」を活用し、児童生徒の育てたい資質・能力(3側面)や、教科等における人権学習等についての確認を行う。 ・PDCAサイクルを用いた校内の取組等についての協議、個別の人権課題についての研修等を行い、人権教育主任の知的理解や人権教育の取組の推進を図る。 ◆人権教育主任連絡協議会(5月、6月) ・本年度より外部講師による人権課題に関する講演を行い、人権教育主任の専門的知識の向上を図った。 ・本年度は「子どもの人権」を中心に、各校における組織的・計画的な人権教育の推進、教科等と人権教育を関連づけた授業研究の実施、人権教育主任の役割等について理解を図った。 ◆人権教育主任研修 (ライブ配信研修:10月、11月) ・昨年度はオンデマンドであったが、本年度は受講者との双方向のやりとりが可能なライブ配信で実施した。 ・情報提供では、人権課題の1つである感染症患者等(ハンセン病の正しい理解)について、大島青松園訪問の報告を踏まえながら説明し、人権教育主任の知的理解の向上を図った。 ・グループ協議では、人権教育主任のコーディネーターとしての役割について協議し、各学校の人権教育推進の牽引役としての役割について再認識させ、各学校における人権教育の一層の推進を図った。	○人権教育主任連絡協議会のアンケートの結果から、自身の役割を理解し、組織的な取組の推進を図ろうとする人権教育主任の意識や姿勢を読み取ることができた。 ○本年度より実施した外部講師の講演について、昨年度課題であった人権課題に関する知識理解を深めることができ、アンケートの肯定的な評価が多く見られた。 ・講演において、新しい気付きや発見あり、教育実践に生かしたいと思った(強肯定) 小・中:66.7%、高・特:57.1% ○人権教育主任研修のアンケートでは、「研修全体を通して新しい発見や気付きがあるか」(肯定的回答96.3%)「学校での実践に生かしたいことがあるか」(肯定的回答97.6%)との結果であった。 ●アンケートにおいて、人権教育主任の発信力やマネジメント力に課題が見られるため、今後の研修等で発信力及びマネジメント力向上を目指す。 ・自ら研修講師となり、人権教育についての校内研修実施を計画している(強肯定) 小・中:44.1%、高・特:15.9%	・人権教育主任連絡協議会において、教科等と人権教育の関連を説明し、教科等の取組と重ねた校内研修や授業研究の実施を働きかける。また、講師を招聘し人権教育の現状と課題等の講話を行う。併せて、校種に応じた実践例の情報提供や協議等を行う。 ・人権教育主任研修(オンライン)において、子どもの人権に関する研修事例の紹介も行い、個別の人権課題についての校内研修及び授業研究を実施するよう働きかけを行う。 次年度は「災害と人権」を中心に、各校における組織的計画的な人権教育の推進を図る。人権教育の視点(多様性・包摂性を尊重する視点等)を生かし、子どもや高齢者、障害者、女性、外国人等、災害時はもちろん日頃から特別な支援や配慮が必要な方に対する知的理解を高め、適切な実践行動ができる力の育成を図る。	人権が尊重された学校づくりに向けて組織的な取組が推進され、児童生徒の人権意識が向上している。 ・人権教育主任が管理職と連携し、PDCAサイクルによる取組・評価を行っている学校の割合 小:100%、中:95%以上、高:95%以上(R7.3月 目標値) ・地域や社会をよくするために何かしたいと思う、または何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合 小・中・高:70%以上(R7.3月 目標値)

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度取組	目指すべき姿(到達目標)
28	防災教育推進事業 (学校安全対策課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり() ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成() ○位置付けの理由 子どもたちが自他の生命尊重を基盤として、安全に関する資質・能力を身に付けさせる防災教育を推進することが重要であるため。	◇安全教育研修会の開催や高知県学校安全総合支援事業(災害安全)のモデル地域及び拠点校の取組の普及等を通して、子どもたちが安全に関する資質・能力を身に付ける防災教育を推進する。 ・安全教育研修会(学校悉皆) オンデマンド形式(7/19～8/30) ◆539名参加(幼保27、小185、中105、高63、特支145、義務4、私学2、その他8) ・高知県学校安全総合支援事業(災害安全) モデル地域・拠点校(4市5拠点校)における取組の実施、普及 ◇「高知県高校生防災サミット」の取組を通して、南海トラフ地震をはじめとする自然災害に備える、実践校(実践委員)の主体的な防災活動を支援し、高校生防災リーダーの育成を図る。 ・第1回学習会(6月) ◆8校生徒32名、教職員9名、合計41名が参加 ・第2回学習会(8月) ◆8校生徒23名、教職員9名、合計32名が参加 ・被災地訪問(8月兵庫県) ◆7校生徒7名参加 ・世界津波サミット参加(10月熊本県) ◆3校生徒9名参加 ・防災士資格取得支援 ・サミット開催(11月) ◆42校生徒教職員等170人参加 ・実践校の自校での防災活動の支援 ※上記事業の取組を通して、児童生徒が自分や他人(子ども、女性、高齢者、障害者等)の命を守る意識醸成や災害時における人権課題(要配慮者への支援等)の認識を持てるようにする。	○安全教育研修会では東日本大震災で「釜石の奇跡」と称された、岩手県釜石東中で中学2年生だった川崎杏樹さんの講話をオンデマンドで配信した。震災前からの防災学習が自分だけでなく地域の人の命をすくったことや震災後の生活にも触れ、自他の生命尊重や地域防災への貢献に関する資質・能力を育成する安全教育について学ぶことができた。アンケートでは全員が「とても参考になった」と回答。 ○高知県学校安全総合支援事業(災害安全)の拠点校において、防災学習を推進し、自他の生命尊重や地域防災に貢献する資質・能力を育成する防災教育の指導実践を進めている。 ○「高知県高校生防災サミット」の取組においては、 ・第1、2回学習会では、実践校の高校生が、土砂災害や能登半島地震の被害などの講話、避難所運営ゲームなどの活動を通じて自らの命を守ることの大切さ、互いに助け合うことの重要性を学び、地域防災に貢献しようとする共助[※]について学ぶことができた。 ※避難所での要配慮者(子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人)への支援等 アンケート評価(4件法) 学習会①3. 93 ②3. 91 ・被災地訪問では兵庫県を中心に阪神淡路大震災の体験施設やフィールドワーク、現地の高校生との交流を通じて、自分や他者の命を守る行動や避難所での配慮等について考えることができた。 ・防災サミットでは、「Team大川未来を拓くネットワーク」より東日本大震災被災での話やその後の心のケア、未来への活動について講演いただいた。生徒は被災後の「遊ぶ」「食べる」「学ぶ」ことの重要性や地域内の結びつきの大切さなどに気づくことができた。 アンケート評価(4件法) 3. 86 ●どの事業についても、子ども自身が自らの命を守れるような安全教育について学習することが目的の一つであるため、災害時の人権問題については間接的に学んでいる。	令和7年度取組 ◇安全教育研修会の開催や高知県学校安全総合支援事業(災害安全)のモデル地域及び拠点校の取組の普及等を通して、防災教育を推進することにより、災害時の人権への配慮に関する教育・啓発を行う。 ・安全教育研修会(学校悉皆) オンライン形式(7月下旬～8月上旬) ・高知県学校安全総合支援事業(災害安全) モデル地域・拠点校における取組の実施、普及 ◇「高知県高校生防災サミット」の取組を通じて、実践校(実践委員)の主体的な防災活動や、地域防災に関わる取組を促進することで、災害時の人権にも配慮した行動を取ることでできる高校生防災リーダーの育成を図る。 ・「高知県高校生防災サミット」学習会、「世界津波の日」高校生サミット参加、防災士資格取得支援、高知県高校生防災サミット開催	発達段階に応じて設定した、児童生徒等が自らの命を守るために必要な知識・技能を身につけ、それを確認できる授業や訓練が実施されている学校の割合100%(小・中・高・特)

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
29	特別支援学校における地域と協働したキャリア教育推進事業 (特別支援教育課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成() ○位置付けの理由 特別支援学校の児童生徒が将来に社会的・職業的自立することを保障するための事業	◇卒業後の余暇活動につながる文化・芸術・スポーツ活動などの体験活動を充実させる。 ◇「特別支援学校就職サポート隊こうち」登録企業の増加へ向けた制度の周知及び、登録企業の訪問を実施するなどし、職場見学や技能検定への協力等を促進する。 ◇技能検定を継続して実施し、企業見学会等で障害者の理解啓発を推進する。幡多大会(7月実施予定)、高知大会(8月実施予定) ◇企業の専門家等をキャリア教育スーパーバイザーとして各特別支援学校に派遣し、就労等に向けた教育課程及び指導の充実・改善に向け助言。 ◇就職アドバイザー2名を雇用し、一般企業等を訪問、現場実習先や就労先の拡大に向けて、各特別支援学校の取組を支援。 ◆県立知的障害特別支援学校就職率(A型事業所を含めた一般就労)[令和5年度末卒業生]:35.2% ◆国公立知的障害特別支援学校就職希望者の就職率:[令和5年度末卒業生]100%	○技能検定(高知大会:8月、幡多大会:7月)を実施し、併せて企業見学会を実施した。企業や事業者特別支援学校の生徒を実際に見てもらい、特別支援学校の取組についても周知することができた。 ○外部専門家の助言、指導により、授業改善が進んでいる。 ○就職アドバイザー2名が企業等を訪問し、生徒のニーズに応じた現場実習先や就労先を開拓することができた。 ○各学校で、音楽鑑賞や障害者スポーツの体験等の文化・芸術・スポーツ体験活動を実施。 ●生徒の多様な就労のニーズに対応するため、就職アドバイザー等と連携し、企業、事業者等に障害者の就労についての理解を図り、実習先や就労先を拡大する必要がある。 ●体験活動の充実のため、地域で体験活動を行っている人材の情報収集が必要。	・卒業後の余暇活動につながる文化・芸術・スポーツ活動などの体験活動を充実させる。 ・特別支援学校技能検定を高知大会、幡多大会の2会場で実施し、企業見学会等で障害者の理解啓発を推進する。 ・企業等の専門家を各特別支援学校に派遣し、職業教育の充実を図る。 ・就職アドバイザー、企業団体、労働局等と連携し、「特別支援学校就職サポート隊こうち」登録企業の新規開拓及び登録企業の協力・活用促進を図る。 ・就職アドバイザーを2名雇用し、一般企業等を訪問、現場実習先や就労先の拡大に取り組むことで、各特別支援学校の取	○特別支援学校の卒業生が自分らしく充実した生活を送れている。 ・県立知的特別支援学校就職率(A型事業所を含めた一般就労):39%以上 ・県立知的特別支援学校就学者(A型事業所を含めた一般就労)の卒業後1年後の定着率80%以上

2 小学校以降の学校教育の取組

令和6年度 12月末

2-③ 教職員研修の充実

【取組の指針】

人権尊重の理念や県民に身近な11の人権課題についての教職員の認識を深めるとともに、自己の人権感覚や指導力を高めるための研修の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-3	人権教育推進事業 ・人権学習学校支援事業 (人権教育・児童生徒課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 人権教育に関する指導方法等の改善及び人権学習の充実、人権が尊重された学校づくりについての組織的な取組の推進を図るため。	◇各学校が行う校内研修や、市町村教育委員会が主催する集合研修において、指導主事を派遣し、個別の人権課題等の講習を実施する。また、研究授業や教材開発の指導支援を行う。 ◆講師派遣 ・研修への講師派遣について、市町村教育委員会や県立学校への通知と希望受付(～5月) ・研修への講師派遣申込数(小6、中2、高3、特3、小中2、市町村研修会6、計22件) ◆いじめ、虐待、不登校、性的指向・性自認、インターネットによる人権侵害等に関する校内研修用データを「高知家まなびばこ」に掲載し、活用を促した。	○個別の人権課題についての校内研修を実施することにより、教員の知的理解が図られている。 ○授業研究の助言(学習指導案の事前検討含む)や授業実践例の紹介等の依頼が徐々に増加しており、教員の理解を深めると共に、授業研究の充実や授業実践に繋がっている。 ●研修において、人権教育指導資料[実践・指導事例集]の周知を行い、人権学習の教材づくりや授業研究等につなげ、人権学習の一層の充実を図っていく必要がある。	・校内研修支援では、人権や人権課題に関する授業研究の助言への講師派遣を積極的に行い、児童生徒の自尊感情の育成や、多様性・包摂性を尊重する教育の推進につなげる。 ・人権教育研修の在り方を広めるよう地域に偏りなく、計画的に研修支援をする。併せて、研修支援における人権課題の重点テーマを決めるとともに、派遣支援の実績がない学校の支援を優先的に行う。	県民に身近な人権課題等に関する校内研修を実施することにより、教職員の認識が深まり、校内研修の内容を生かした授業研究や教材開発の充実が図られている。 ・講師派遣を行った学校のうち、校内研修の内容を基に授業研究や授業実践を行った学校の割合 50%以上(R7.3月 目標値) ・個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合 小・中・高:80%以上(R7.3月 目標値)
No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
31	管理職等育成プログラム (教育センター) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 自校の人権教育推進上の課題を把握し、自校の教育活動に生かす。	◇人権尊重の社会実現のための学校教育の役割を再確認するとともに、管理職として自校の人権教育推進上の課題の改善に向けて、マネジメント力や人権感覚の向上を図る。 ◆新任用教頭研修2、任用2年次主幹教諭研修【ライブ配信研修】 「人権教育と生徒指導」 「LGBTQ+の理解と支援」 ・実施日:6月4日 ・受講者:新任用教頭25名 任用2年次主幹教諭6名	○人権が大切にされる学校づくりに向けて、受講者(教頭、主幹教諭)自らが人権意識を高めるとともに、人権教育を推進するにあたって、自校のどの部分に、どのような手を打つべきか、考える機会となった。特に児童生徒の人権感覚を育むために、まずは教職員の人権感覚を高めようとする意欲が見られた。 受講後アンケート「職務を遂行するうえで役立つ内容であった」の評価平均は3.7であった。 ●人権教育に関する諸問題は、社会の変化とともに広がっていくため、今日的な課題を取り上げるなど、最新の情報等を提供する。 ●研修中のグループ協議において、人権教育に対する取組のヒントが得られるようにするなど、受講者が自校の課題解決に向け、取組を推進できるようにする。	・新任用教頭研修での学びにより各校における人権教育の取組がさらに推進されるよう、人権教育・児童生徒課他と連携し、研修内容の充実を図る。また、すべてオンライン研修だったものを、一部対面研修に切り替える。なお、「生徒指導提要」の改訂、「こども基本法施行」、「児童の権利に関する条約」の活用、「LGBTQ+」、「特別支援教育の理解」、「デジタルシチズンシップ」など、人権教育のなかでも今日的な内容に関わるものを、管理職研修で取りあげ、関連性を意識できるようにし、人権が尊重される学校づくりにつなげる。	・管理職として、自己の人権感覚や指導力が高まり、子どもを取り巻く様々な課題に対して組織的かつ計画的に取り組む姿勢をもつ。 ・年度末評価アンケート「研修の影響度及び活用度」の評価平均(4件法)3.5以上(R5:影響度3.7、活用度3.3)

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
32	若年教員育成プログラム (教育センター) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 教員として必要な人権感覚を身に付けるとともに、子どもが自らや他者を大切に、認め合える学級経営の実現を目指す。	◇人権が尊重された学級経営や生徒指導、学習指導の充実を図るため、不登校問題を軸に据えた人権教育の基本を学ぶ研修を実施し、若年教員の基礎的・基本的な人権感覚を養う。 ◆初任者研修 【オンデマンド研修】 「生徒指導の基礎Ⅰ～人権教育～」 ・実施日：7月～8月 ・受講者：178名 【集合研修】 「生徒指導の基礎Ⅱ～不登校と生徒指導～」 ・実施日：11月7日 ・受講者：178名	○「人権教育」における受講者アンケート「人権感覚の向上や人権教育の推進につながる内容でしたか」による評価平均(4件法) ・3.8(3以上の肯定的評価100%) ○「不登校と生徒指導」における受講者アンケート「人権感覚が高まり、今後の教育活動にいかせる内容でしたか」による評価平均(4件法) ・3.9(3以上の肯定的評価100%) ○いずれの研修も肯定的評価が高く、児童生徒との関わり方や人権を尊重したコミュニケーションの在り方の基礎・基本を理解するとともに人権感覚や指導力の向上につながる研修であったといえる。	若年教員として必要な基礎的・基本的な人権感覚を身に付け、人権が尊重された学級経営や生徒指導、学級指導の充実を図るため、不登校問題を軸に据えた人権教育の基本を学ぶ研修を、継続して実施する。 ◆初任者研修 ・「生徒指導の基礎Ⅰ～人権教育～」 ・「生徒指導の基礎Ⅱ～不登校と生徒指導」	・子どもと積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができるとともに、子どもの自己肯定感を高め、相互に認め合い高め合える集団づくりに取り組んでいる。 ・初任者自己評価票(学級・HR経営力)学校長評価平均値3.0以上
33	中堅教諭等資質向上研修 (教育センター) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 人権教育推進につながる資質や人権感覚の向上を目指す。	◇人権尊重の理念に根ざし、多様な児童生徒理解を図るとともに、全ての児童生徒にとって安全で安心な学級・ホームルーム経営の充実につながる講義・演習を実施することで、中堅期の教員として求められる人権感覚の向上を目指す。 ◆共通課題研修Ⅱ 【ライブ配信研修】 「学級・ホームルーム経営」 ・実施日：6月7日 ・受講者：106名 ◆選択研修 ・人権教育・学級経営・特別支援教育等に関する知識理解を深めるとともに、9年間の教育実践を振り返り明らかになった自己課題等解決に向けて主体的に研修を行う。 「人権教育セミナー」 ・実施日：Ⅰ期①②7月24日 Ⅱ期③④8月26日 Ⅲ期⑤⑥8月27日 ※⑤については諸事情により中止	○受講者アンケートの結果[評価平均(4件法)]は、いずれも目標値を達成できた。研修全体のアンケート集計結果も高評価であり、各研修内容が教職員の人権感覚の向上や人権教育の推進につながったといえる。 【人権教育セミナー】 ・「人権感覚の向上や人権教育の推進につながる内容でしたか。」：3.8 ・全項目の平均：3.8 【中堅教諭等資質向上研修】 ・「児童生徒が互いの良さや可能性を発揮できるような取組を計画的に進めることの大切さを理解することができた」：3.7 ・学級・ホームルーム経営に関する項目の平均：3.6 ●中堅教諭自身の人権感覚の向上は図れたが、「中堅教諭等として必要に応じて、若年教員等への指導・助言ができていますか」の評価が2.5と低く、ミドルリーダーとして、人権感覚の向上や人権教育の推進に向けて指導・助言ができる能力を高めていきたい。	中堅期に求められる資質・能力の向上を図り、多様性・包括性を尊重する教育を推進するための実践的指導力を育成する研修を実施する。研修にあたっては、講師と事前の打ち合わせを行い、方向性を共有した上で、人権感覚の向上を図るようにする。 ◆実施予定研修 ・共通課題研修Ⅱ 「児童生徒理解」 「特別な配慮を要する児童生徒への対応」 ・選択研修	・受講者アンケート「人権感覚の向上や人権教育の推進につながる内容でしたか」の項目について、評価平均3.5以上(4件法) ・受講者アンケート「児童生徒が互いの良さや可能性を発揮できるような取組を計画的に進めることの大切さを理解することができた」の項目について、評価平均3.5以上(4件法)

2 小学校以降の学校教育の取組

令和6年度 12月末

2-④ 組織的・継続的な取組とその点検・評価

【取組の指針】

教職員が一体となって人権教育に取り組むための推進体制を確立し、PDCAサイクルに基づいた点検・評価を定期的に行い、地域学校協働本部等の活動などを通して地域との連携・協働を推進する。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
34	生徒指導主事(担当者)の組織マネジメント力向上(人権教育・児童生徒課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 県内すべての生徒指導担当者、生徒指導主事対象に、問題行動等の未然防止の取組に重点をおいた発達支持的生徒指導の推進等についての研修の実施。	◇発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導、困難課題対応的生徒指導が、未然防止、早期発見早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進され、学校間連携を意識した取組がなされるよう、生徒指導主事(担当者)会等の充実を図り、各小・中・高等学校の生徒指導主事(担当者)の実践力やマネジメント力の向上を図る。 ◆5月に全校種の生徒指導主事(担当者)の集合研修を実施し、生徒指導主事(担当者)の学校組織における役割等を確認し、現在各学校において実践・検証を進めているところである。(小学校2回、中学校1回、高等学校1回) ◆小学校生徒指導担当者会においては潮江小学校、中学校生徒指導主事会においては薫ヶ池中学校が、指定校研究の実践発表を行い、組織的な生徒指導の在り方について周知した。 ◆高等学校・特別支援学校生徒指導主事会において、生徒の声を取り入れた校則見直しを行った先進校の実践事例の紹介を行った。 ◆10月に小・中・義の地区別生徒指導担当者・生徒指導主事会を4回、オンラインで実施、中学校区でのりしろの取組について協議し、今後の小中連携の取組の充実を図った。 ◆11月に高等学校地区別生徒指導主事会をオンラインで1回実施、暴力行為、少年非行や性犯罪についての情報提供後、近隣の学校をグループとした協議を行った。	○小中学校の生徒指導主事(担当者)会では、高知夢いっぱいプロジェクトの研究指定校の実践発表やグループ協議が各校での取組の参考になったという意見が多数あった。 ○研修実施後のアンケートの所管説明、講演、協議それぞれの項目について、全校種で肯定的な回答の割合が90%を越えており、研修が生徒指導主事(担当者)のニーズに概ね応えられているといえる。 ○地区別生徒指導担当者・生徒指導主事会では、中学校区でのりしろの取組について協議できた。今後の小中連携の方向性について協議できた。 ○高等学校の地区別生徒指導主事会において、暴力行為、少年非行の現状について知り、それぞれの学校が抱える困りごと等について共有することができた。 ●発達支持的生徒指導による未然防止の取組重要性の理解が進む一方で、学校の困りごととして、問題行動等への対処に追われてしまっている現状もある。 ●研修で学んだことを組織的に取り組めるよう、周囲を巻き込みながら学校体制を構築することに難しさを感じている生徒指導主事(担当者)もいる。 ●悉皆研修に対して否定的な回答もあり、研修で得た情報を校内で共有することが期待できない担当者がわずかながらいる。 ●校種別、地区別と年に2回行っているが、地区別での対面協議を求める意見もあり、年度ごとにオンラインと対面を入れ替えることも検討していきたい。	発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導、困難課題対応的生徒指導が、未然防止、早期発見・早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進され、学校間連携を意識した取組がなされるよう、生徒指導主事(担当者)会等の充実を図り、各小・中・高等学校の生徒指導主事(担当者)の実践力やマネジメント力の向上を図る。 「人権が尊重される授業づくり」の視点と、「生徒指導の実践上の4視点」はほぼ重なっているため、人権教育を基盤とした生徒指導の実践に教職員が一体となって取り組めるよう、研修の中で働きかける。	○生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有され、組織的な取組が機能している。 ①「生徒指導の改善につなげるためにPDCAサイクルに基づく検証・改善を行っている」学校の割合を向上させる。 (強肯定の回答をした割合) R6 小:37.6% 中:39.2% 高:46.8% ②「発達支持的生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置付けて組織的に実施している」学校の割合を向上させる。 (強肯定の回答をした割合) R6 小:65.6% 中:57.7% 高:57.4%

3 社会教育の取組

令和6年度 12月末

3-① 家庭教育における人権教育・啓発の推進

【取組の指針】

研修や体験活動、交流活動等様々な機会を通して、保護者が人権感覚を高めるための取組の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-4	人権教育推進事業 PTA人権教育研修への支援 (人権教育・児童生徒課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 PTAが人権尊重の理念や人権課題に関する知識や人権感覚を向上する環境をつくるため。	◇PTA人権教育研修への支援 PTA会員等が、喫緊の人権課題や社会の変化に伴う新たな人権課題に対する理解と認識を深めることをめざし、PTAが実施する人権教育研修会等を支援することで、地域ぐるみで子どもを見守る体制づくりにつなげる。 ◆講師派遣 ・研修への講師派遣について、市町村教育委員会や県立学校への通知と希望受付(～6月) ・研修への講師派遣申込数(小3、中1、計4件) ・令和6年度高知県PTA研究大会(35市町村:143名参加)	○身近な人権課題についての理解を深めるとともに、PTAが主体となった人権教育研修を企画することができている。 ○他課と連携し、県内すべての市町村PTAに向け、人権課題についての啓発ができた。 ●各校からの派遣要請では、県内全域に対する啓発は難しい。そこで、本年度のように他課主催のPTA研修等も活用しながら、県内全域のPTAが一堂に会する研修等で働きかけをする必要がある。	・人権教育主任連絡協議会等でPTA人権教育研修の実施を働きかけるとともに、研修の実施及び充実について支援を行う。特に、家庭教育を含めた社会教育の大切さや自尊感情を育む視点としての「子どもの人権」について、多様性を認め合える視点として「性的指向・性自認」等について、積極的に情報を発信していく必要がある。 ・他課(生涯学習課等)と連携をしながらPTA研修実施の促進を図る。	各学校やPTA等において、人権尊重の理念や個別の人権課題に関する研修を実施することで、大人の人権感覚が高まっている。 ・PTA人権教育研修を実施している学校の割合:前年度よりも増加(R7.3月 目標値)

3 社会教育の取組

令和6年度 12月末

3-② ライフステージに応じた学習機会の提供・充実

【取組の指針】

地域やPTAの活動と連携し、住民のニーズに応じた人権に関する学習の機会や、若者の修学や就労に向けた取組の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-5	人権教育推進事業 高知県市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会 (人権教育・児童生徒課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 人権尊重の理念や人権課題に関する知識、人権感覚を醸成を図る。市町村の人権施策の取組を支援する。	◇高知県人権施策基本方針―第3次改定版―の基本理念に基づき、人権が尊重される社会づくりを推進するため、他県の実践報告や県と市町村の情報交流などを通じ、人権施策の実施などにおいて連携を図るとともに、市町村の取組を発展させる。 ◆第1回 東部:5/29 中部・高知:5/14 西部:5/24 ・人権・男女共同参画課、県教委、人権啓発センターの主な事業施策について、説明する時間を確保し、県の施策を周知した。また、市町村の実践発表を行い、人権が尊重される社会づくりに向けた人権啓発の取組を協議するとともに、今年度の市町村の取組の交流を図った。 参加:32市町村66名 東部:10市町村19名、中部・高知:16市町村31名、西部:6市町村16名 ◆第2回(令和7年1/31日実施予定)	○県の事業施策の説明時間を十分に確保することで、県と市町村の情報交流を深めることができた。 ○各市町村部署における事業や取組について、共通の様式を基に交流し、各事業がブラッシュアップできるよう協議を行うことができた。 ・第1回参加者アンケート 「新しい発見や気づき、今後の仕事に活かせることがあったか」肯定的回答:93.9% ○32市町村より参加があり、次年度の実践報告に繋げることができた。 ●本年度は、昨年度実施した「人権教育に関するアンケート」結果を踏まえ、個別の人権課題についての知識理解を深める時間を第1回では確保できなかった。	・高知県人権施策基本方針―第3次改定版―及び高知県人権教育推進プラン(令和7年改定版)についての周知を広めるとともに、市町村担当者が所属の自治体の取組を推進・充実させることができるような情報を提供する。 ・先進的な他県の実践報告や近隣市町村との情報交流などを通じ、人権施策の実施などにおいて連携を図るとともに、市町村の取組を発展させる。	・市町村の担当者が、人権教育・啓発の事業や取組について企画・運営し、取組の充実を図っている。 ・人権尊重の理念や個別の人権課題についての知識や人権感覚を醸成する研修を企画・運営することができた市町村の割合80%以上(R7.3月 目標値)

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度取組	目指すべき姿(到達目標)
42	若者の学びなおしと自立支援事業 (生涯学習課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成() ○位置付けの理由 様々な理由により学校に通うことができず、結果としてニートやひきこもり傾向にある若者に対し、修学や就労に向けた支援を行う。	◇15～49歳を対象に、中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、進路や就職に支援を必要とする若者や就職氷河期世代のうち長期間無業であった方に対して、修学や就労に向けた支援を行う。 ◆若者サポートステーションによる支援 ・R6年度支援実績(11月末実績) - 新規登録者数: 98名 - 利用登録者数: 230名 - 進路決定者数: 48名 ※指標については、今年度見直しを図り、県事業(単年度、国事業実績を除く)のみの実績とした。 ◆支援体制の周知 ・地区別連絡会・高等学校担当者会6地区実施109名(5～6月) ・県立高等学校への「はばたけネット」の説明(学校訪問:4月、教務主任連絡協議会、教育支援センター連絡協議会:5月、県立学校長会:9月) ・私立高等学校(8校)への「はばたけネット」の説明(学校訪問:11月～12月) ・「学習相談・学習支援」検討会の開催(教育・福祉・雇用の関係機関で構成する連絡会議:11月29日 11名出席) ◆多様な支援対象者の状況に応じた支援の充実 ・「就職氷河期世代支援に携わる支援者研修会-若者はばたけプログラムを活用して-」研修会の実施 - 講座Ⅰ(7月26日):参加者21名 - 講座Ⅱ(8月22日):参加者22名 - 講座Ⅲ(10月2日):参加者20名 ◆中学校卒業時進路未定者の進路及び支援状況の確認 - 市町村教育委員会(9月):14市町村36名	○「就職氷河期世代支援に携わる支援者研修会-若者はばたけプログラムを活用して-」を開催し、様々な状況を抱える支援対象者への、有効な支援につなげられるよう、支援スキルの向上に取り組んだ。研修会には、学校関係者をはじめ、福祉従事者や新規の参加も含め、のべ63名の参加があった。 ○地区別連絡会・高等学校担当者会では、グループ協議を実施し、支援関係者がそれぞれの取組や課題を共有することができた。またアンケートでは、「新しい発見や気づきがあった」や「今後に生かせる情報が得られた」と回答した人は、85%であった。 ●支援対象者の中には、福祉的支援が必要な方が一定数いることから、福祉機関との連携がより一層必要である。	令和7年度取組 ・対象者を若者サポートステーションにつなげるために、各関係機関への訪問とともに、事業のさらなる周知と連携の強化を行う。 ・臨床心理士、公認心理師による心理面談や進学や高卒認定試験などの合格に向けた修学支援、キャリアコンサルタント等による個別面談や各種セミナーによる就労支援、職場体験活動を引き続き実施する。	○若者サポートステーションの進路決定率(単年度、国事業実績を除く)を27.0%以上とする。

3 社会教育の取組

令和6年度 12月末

3-③ 指導者等の養成

【取組の指針】

市町村における社会教育担当者の企画・運営力が高まる研修や、市町村間のネットワークの充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度取組	目指すべき姿(到達目標)
13-6	人権教育推進事業 ・社会教育主事等研修 (人権教育・児童生徒課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 人権尊重の理念や人権課題に関する知識、人権感覚を醸成を図る。市町村の人権施策の取組を支援する。	◇外部講師による事例研修を中心に、専門的知識の向上及び研修会等の企画・立案に向けたファシリテーション技術の習得により、担当職員の資質向上を図る。 ◆開催:8/26 ・研修1:講演・演習「災害と人権～東日本大震災を教訓とした学校・家庭・地域の在り方～」 講師:岩手県立図書館 館長 森本 晋也 ・研修2:グループ演習:「参加型研修」 (災害弱者の視点に配慮した避難所運営の在り方等についての演習) 参加:22市町村及び関係部署 48名	○生涯学習課と合同で開催。講話では、前文部科学省安全教育調査官である森本氏から、自身の体験を含めた支援等についてご講演いただいた。災害と人権についての理解を深めるとともに、多様性・包摂性を踏まえた人権感覚の大切さを再確認することができた。 ・参加者アンケート 「講演は新しい発見や気づきがあったか」強肯定:59.6% ○演習では、事例をもとにグループで協議を行い、市町村における支援の状況等、主体的に学び合える研修となった。 ・参加者アンケート 「演習は今後、自身の業務に活かせることがあったか」強肯定:54.8% ●参加者数は昨年度より増加しているものの、引き続き研修内容や研修形態を工夫し、参加者増に向け働きかけていく。	・外部講師による事例研修を中心に、専門的知識の向上、担当職員の資質向上を図る。 ・今年度実施した「災害と人権」の演習の中で、性的マイノリティ(性的指向・性自認)の人権について、参加者からの疑問やさらなる知識の習得が必要な場面が見られた。 ・生涯学習課との協議を踏まえ、令和7年度は、性的マイノリティ(性的指向・性自認)の人権について取り上げ、多様性・包摂性を尊重する教育の一層の推進を図りたい。	・市町村の人権教育・啓発及び社会教育担当者等が、人権尊重のまちづくりを推進するために、専門的知識を身に付けるとともに、研修会等の企画・立案に向けたファシリテーション技術の習得により、担当者の資質向上を図る。 ・「研修は新しい発見や気づきがあった」「自身の業務に活かせることがあった」50%以上(強肯定)

【取組の指針】

就学前教育、学校教育、社会教育が連携し、ともに子どもを育成するという視点に立ち、地域に開かれた保育所・幼稚園等、学校をつくっていく取組を推進する。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和7年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
50	高等学校における特別支援教育の推進 (特別支援教育課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 障害等の有無に関わらずすべての生徒が地域社会の中で円滑に学びつつ、卒業後に社会的・職業的に自立することを保障するための事業	◇高等学校における校内支援体制の充実に 向けて、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図るとともに、高等学校課と連携し、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりを推進する。また、通級による指導において、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実と通級による指導を受けることができる場の拡大を図る。 ◆高等学校における通級による指導の充実に 向け、通級による指導担当教員間の協議会の実施(5月・10月実施、2月予定) ◆校内支援体制充実と通級による指導への 理解啓発のため、公立高等学校特別支援教育 学校コーディネーター連絡協議会を実施。 (7月実施) ◆校内支援体制整備と特別支援教育学校 コーディネーターの専門性の向上を図るため に、拠点校サポート訪問を実施。(12校18 回) ◆生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適 切な指導につながるよう、高等学校課 学校 支援・教育DX推進室 学校支援担当と連携 し、教科訪問を実施。(11校22回) ◆高等学校における通級による指導の理解 啓発のために、「通級による指導スタートア ップガイド」を各校に配付。	○高等学校の特別支援教育学校コーディネ ーター連絡協議会において、校内支援体制の充実に 向けた取組の情報交換や教育的ニーズのある 生徒への支援の具体例を通して、特別支援教 育学校コーディネーターとしての役割と支援の理 解につながった。 ○拠点校サポート訪問の際、通級による指導ス タートアップガイドを活用し、具体的に説明するこ とで、実施校以外の教職員の通級による指導へ の理解につながっている。 ●特別支援教育学校コーディネーター連絡協議 会の事後アンケートより、「新しい情報を得ること ができた」の回答(講師講話100%、通級実践発 表96%)から、来年度も引き続き特支コーデ ィネーターの役割や通級による指導への周知と理 解啓発を図る必要がある。 ●通級担当教員の専門性の更なる向上につな がるよう、通級による指導担当教員等専門性充 実事業やアドバイザー相談室の活用を促す必要 がある。	・引き続き、特別支援教育学校 コーディネーター連絡協議会に おいて、特別な支援を必要とす る生徒の適切な実態把握につ ながるためのコーディネーター の専門性の向上を図る。 ・すべての生徒の円滑な学びの ために、校内の基礎的環境整 備の充実と適切な合理的配慮 提供を支える校内支援体制の 充実を目指し、拠点校サポート 訪問等を実施し、通常の学級に おける取組の充実を図る。 ・通級指導担当教員の専門性 向上のため、通級による指導担 当教員等専門性充実事業やア ドバイザー相談室の活用を促す とともに、年間3回の通級指導 担当者連絡協議会にもアドバイ ザーに出席してもらい、指導、助 言の機会を増やす。 ・次年度からは、小・中学校、高 等学校の人権教育の推進につ いて、「通常の学級における合 理的配慮実践充実事業」を通 して、通常の学級における多様 な学びへの対応として、適切な 合理的配慮を提供することがで きるよう校内支援体制の充実を 図る。	○高等学校において、発達障害 等のある特別な支援を必要とす る生徒の卒業後の進路保障と社 会参加に必要な力を身につける ことができるよう、生徒一人一人 の教育的ニーズに応じた適切な 指導や必要な支援及び校内支 援体制の充実、通級による指導 の場の拡大を図る。 ・学校経営計画に特別支援教育 に関する具体的な取組を位置付 けて実施している高等学校 90%以上 (R5:83.7%) ・個別の教育支援計画の作成が 必要な生徒のうち、作成してい る生徒 75%以上 (R5:35.5%)